

様式第 6 号 (第 17 条)

会 議 録

会議の名称		2023年 第6回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和5年6月26日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時34分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数: 16人)			
		2	小川 利雄	11	上原 美子
		3	市川 大倫	12	水口 健二
		4	新井 久義	13	山崎 勇喜
		5	萩原 勝	14	大塚 房男
		6	池上 茂	15	飯島 優子
		7	川鍋 浩之	17	伊藤 弘子
		8	岡本 勉	18	栗原 健次
		9	横井 貞夫	19	齋藤 千松
		(欠席人数: 1人)			
	1	鈴木 宏			
事務局	(出席人数: 5人)				
	農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔		
	農地振興担当主事 加藤 祐一				
議事参与	(出席人数: 2人)				
	都市整備部参事兼開発調整課長 関 祐作		農業振興課長 舟田 由彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会): 公開 日程2 農地法第4条(知事): 公開 日程3 農地法第5条(知事): 公開 日程4 租税特別措置法適格者証明: 公開			

	<p>日程 5 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明：公開</p> <p>日程 6 生産緑地法従事者証明：公開</p> <p>日程 7 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）：公開</p> <p>日程 8 生産緑地の取得斡旋について：公開</p> <p>日程 9 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について：公開</p>
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：</p>
配 布 資 料	次第、総会資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	1 5 飯島 優子
	1 7 伊藤 弘子
	1 8 栗原 健次

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第6回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、国の新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴い、報告を要する案件のある担当地区の推進委員については、前回より総会への参加をお願いしております。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課 関祐作参事と環境経済部農業振興課 舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時10分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答) (2) 生産緑地の取得斡旋について (回答) (3) 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について (4) 生産緑地の取得斡旋について (依頼) (5) 2023年度公務災害補償制度への加入について (6) 農委だより第37号(案)について (7) 視察研修について <p>以上、7項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、土地開発公社理事会について、議席番号17番伊藤弘子委員より報告がございます。</p>
委員	<p>去る6月16日金曜日午後2時から、市役所2階市長公室にて「令和5年度第1回 春日部市土地開発公社理事会」に出席いたしましたので、報告いたします。会議の内容ですが、議題は1件、「令和4年度春日部市土地開発公社決算の認定」でございました。決算審査の報告のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、4年度決算については認定されました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会) 1議案1件</p>

- 日程 2 議案第 2 号、農地法第 4 条（知事） 1 議案 2 件
 日程 3 議案第 3 号、農地法第 5 条（知事） 1 議案 1 4 件
 日程 4 議案第 4 号、租税特別措置法適格者証明 1 議案 1 件
 日程 5 議案第 5 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明
 1 議案 1 件
 日程 6 議案第 6 号、生産緑地法従事者証明 1 議案 1 件
 日程 7 議案第 7 号、春日部市農用地利用集積計画の決定について
 （回答） 1 議案 1 件
 日程 8 議案第 8 号、生産緑地の取得斡旋について 1 議案 5 件
 日程 9 議案第 9 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の
 推進の状況その他事務の実施状況の公表について
 1 議案 1 件

合計 9 議案となります。

なお、日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）の申請番号 2 2 番は、議案書送付前に取り下げがありましたので、欠番となります。

議長 次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 5 番飯島優子委員、1 7 番伊藤弘子委員、1 8 番栗原健次委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に申し上げます。会議規則第 2 5 条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

議長 それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 2 3 番について会議規則第 1 9 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について許可申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。

申請番号 2 3 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。申請法人は、栃木県にある農地所有適格法人でしいたけ栽培やアスパラガス栽培などの施設園芸を行っています。法人の農地のある市町の農業委員会に経営状況を確認したところ、農地合計 8 5, 6 8 1 m²を自作しているとのことです。申請地にあるガラスハウスを利用し、主にしいたけの栽培やアスパ

ラガスの栽培を行っていくとのこと。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、申請法人は、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地法第3条第4項に規定される「市長への通知」は不要となっております。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長 おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認め、はじめに、申請番号23番について担当地区の田口義英推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号3番について報告いたします。令和5年6月13日に、横井農業委員、岡本農業委員、伊藤農業委員、古谷推進委員、事務局職員1名および私の6名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地にはガラスハウスが設置されており、一部のハウスでは、現在の耕作者がしいたけを栽培しています。また、申請地の一部は、竹藪や雑草等が生い茂っていましたが、今回の申請人が農地を取得することで適正な農地に改善され、活用される見込みがあれば遊休農地の解消にもつながるもの、と考え、問題なしと意見を述べます。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号23番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号23番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号23番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号23番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。

議長

次に、日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号4番、5番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条(知事)について許可申請が2件ありましたので、審議を求めます。

はじめに申請番号4番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の新設です。申請地の隣地にある解体業者から「現在の駐車場が狭くて使用しづらいため、申請地に駐車場を設置してほしい」との要望があったことから、4トントラック1台、普通車3台分の駐車場を設置する計画です。現在の駐車場は申請地と隣接しており、一体的に利用することによって、トラック等が出入りしやすいように使用する、とのこと。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。現在、使用をしている駐車場について、申請書類上では、4台駐車をしていることになっていますが、提出されている車検証を確認したところ、車検証にない車が駐車されている他、車検証にある車の駐車の確認が取れておりません。そのため、現在代理人に確認を求めているところです。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については法人からの融資で、融資する法人の金融機関の残高証明書及び融資証明書が添付されています。農地転用に係る開発申請手続きは面積500㎡以下の駐車場設置なので、必要ありません。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号5番、詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の新設です。申請者が設置している農産物販売所の利用者の駐車場の台数が足りていないため今回の申請に至ったものです。新設する駐車場には12台分の駐車スペースを用意する計画です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付され

ています。農地転用に係る開発申請手続きは面積 500 m²以下の駐車場設置なので、必要ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、本案のうち、申請番号5番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号5番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号2番、小川利雄委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (小川委員退室)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。次に、申請番号5番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号23番について報告いたします。令和5年6月9日に、川鍋農業委員、石川推進委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地について、問題なし、と報告を受けました。事前審査の際には、駐車台数の根拠の確認が取れていませんでしたが、その後、事務局の指導により根拠となる資料が提出され、駐車台数の確認がとれました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により「許可相当」とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号5番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。
	(休憩)(小川委員入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、申請番号4番について担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号4番について報告いたします。調査日時は令和5年6月12日午前9時より、萩原農業委員、栗原農業委員、中田推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地は申請人の隣地で事業を行っている方から相談を受け、駐車場の設置を申請したもので、転用後は駐車場を隣地の事業者へ貸し出すとのことでした。現地は適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地については、問題なし、と報告がありました。しかし、事務局から説明のあったとおり、駐車場を要望している事業者の車両の保有状況が不明確であるため、本案件の駐車車両について、確認がとれません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、駐車場を要望している事業者の車両の保有状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により、許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号4番を

事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して、県知事に送付いたします。

議長

次に日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号35番から48番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書3頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条(知事)について許可申請が14件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号35番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の区域外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設排水管に放流する計画です。資金計画については自己資金と親族からの融資で、金融機関の残高証明書と融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号36番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。資金計画については親族からの融資で、融資する者の金融機関の残高証明書と融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為

を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号37番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は既設道路側溝に、生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に共に放流する計画で、自治会長発行の排水放流同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号38番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年1月13日自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン本申込審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号39番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年1月13日自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴

うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号40番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置されています。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については親族からの融資で、融資する者の金融機関の残高証明書と融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。

次に、4頁から6頁をご覧ください。申請番号41番、42番、43番ですが申請者が同一のため、一括にて説明いたします。

まず、はじめに申請番号41番、賃貸借権設定、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号42番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号43番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は特別高圧送電線の電線張替工事に伴う工事用地を設置するための一時転用です。案内図及び詳細図は41番は19頁から20頁、42番は21頁から22頁、43番は23頁から24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。はじめに41番です。次に42番です。次に43番です。転用期間は令和5年9月1日から令和6年3月31日までです。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用についてはそれぞれ該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路はすべて南側の道路に接続しています。被害防除措置として敷地内を鉄板敷とし、周囲を盛土・切土して土砂の滅失を防ぎます。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、農振農用地です。

次に、議案書6頁、申請番号44番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地286.98㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。申請書に添付された写真では、道路後退部分にあたる農地に、既にアスファルトが敷かれており、転用の履歴も無いため、事前着工の疑いがあります。農用地からの除外について

は証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号45番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は塗装工事業を営んでおり、転用計画は駐車場及び資材置場の設置です。現在は代表取締役の自宅でもある本店敷地内に従業員用3台、作業用車両6台の計9台を駐車していますが、取引量の増加による事業規模の拡大の対応及び代表取締役の子供の成長に伴う住環境の改善をするため駐車場及び資材置場を設置することです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は真砂土敷のため、敷地内浸透処理です。申請地内にトレーラーハウスを置くため、そこで発生する生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書7頁、申請番号46番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は運送業を営んでおり、転用計画は駐車場の設置です。現在は市内計2か所に駐車場を設置し、運送用車両56台を駐車していますが、事業規模の拡大に伴い、新たに車両を8台導入する計画もあり、既存の駐車場では手狭になることから今回の申請に至ったものです。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申

請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号47番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理でオーバーフロー分は既設道路側溝に、生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に共に放流する計画で、自治会長発行の排水放流同意書が添付されています。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号48番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されております。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号36番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号36番について報告いたします。令和5年6月8日に、山崎農業委員、瀬尾推進委員及び私の3名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長	次に、申請番号40番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号40番について報告いたします。令和5年6月12日午前9時30分より、池上農業委員、水口農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、雑草が少し繁茂していたものの、大きな問題は見られず、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、議席番号6番池上茂委員より申請番号35番から38番の事前審査の報告を求めます。
委員	はじめに、申請番号35番から37番について一括して事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。36番については申請地及び申請人について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。続いて35番から37番の申請地の現地調査においても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、これらの申請については事前審査委員5人の合議により、許可相当、と決しました。 次に、申請番号38番について事前審査の報告をいたします。現地調査の結果、申請農地について問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われま。事前審査の際には、本案件の工事にかかる見積書の日付が古く、資金計画が確認できませんでしたが、その後、事務局の指導により最新の見積書が提出され、資金計画が確認できました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号9番横井貞夫委員より申請番号39番から45番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号39番から45番について事前審査の報告を行いますが、順不同になりますことをご了承ください。 はじめに、申請番号39番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われま。事前審査の際には本案件の工事にかかる見積書の日付が古く、資金計画が確認できませんでしたが、その後、事務局の指導により最新の見積書が提出され、資金計画が確認できました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、許可相当

とすることと決しました。

次に、申請番号44番について事前審査の報告をします。現地調査の結果ですが、事務局の説明にもあったとおり、申請の出ている道路採納部分にあたる農地に、既にアスファルトが敷かれていることを確認しました。当該地が過去に農地転用の許可を得た履歴も確認できないため、事前着工の疑いがあります。以上のことから、事前審査委員5人の合議により、不許可相当、とすることと決しました。

最後に、申請番号40番から43番、及び45番について一括して事前審査の報告をいたします。40番については申請地及び申請人について担当地区推進委員に意見を求めたところ、雑草が少々繁茂していたものの、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。申請地の現地調査においても問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、これらの申請については事前審査委員5人の合議により、許可相当、と決しました。

議長

次に、議席番号11番上原美子委員より申請番号46番から48番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号46番、47番、48番について一括して事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査においても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、これらの申請については事前審査委員5人の合議により許可相当と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員

はい、議長。

議長

大塚委員、発言を許します。

委員

申請番号38番及び39番の案件について質問します。現地は道路面からだいぶ下がった土地、と認識しておりますが、盛土など何か対策を行うのかお伺いいたします。

議長

事務局に回答を求めます。

事務局

はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。申請書に添付された土地利用計画図によれば、擁壁を立てて、1m35cmの盛土を行うこととな

	っております。
議長	他に発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号44番について、事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号44番、次に、申請番号35番から43番及び45番から48番を別々に審議することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号44番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号44番を、不許可相当、と意見を付し、県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号35から43番、及び45番から48番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号35から43番、及び45番から48番を、許可相当、と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号7番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8頁をご覧ください。議案第4号租税特別措置法適格者証明について、申請が1件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用

を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。申請番号7番、詳細は議案書のとおり。案内図は35頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。

議長 次に、申請番号7番について、担当地区の濱野國雄推進委員より、意見を求めます。

委員 申請番号7番について報告いたします。令和5年6月8日に、齋藤農業委員会会長、飯島農業委員、遠藤推進委員、および私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。以前から陸田として利用されておりました。その他の農地は野菜や果樹が作付けされ、竹林はタケノコの生産販売を行っている、とのことでした。以上の結果から、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より申請番号7番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号3番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号7番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番

	号7番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に、日程5、議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書の10頁をご覧ください。議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について、証明願が1件あったので、審議を求めます。この証明は、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち、租税特別措置法第七十条の六の二に定められている事業のための貸付けを行っていることを証明するものです。今回の申請は、貸付人となる申請者が相続税の納税猶予を受けている農地を、借受人に利用権を活用して貸付けを行っているので、農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>議案書10頁、申請番号2番、詳細は議案書のとおり。案内図は36頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は特例農地に係る特定貸付けの継続申請です。申請理由は、相続税の納税猶予を受けた申請農地を引き続き貸付けを行っていることの証明願いがあったものです。</p>
議長	次に、申請番号2番について担当地区の田口義英推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号2番について報告いたします。令和5年6月13日に、横井農業委員、岡本農業委員、伊藤農業委員、古谷推進委員、事務局職員1名および私の6名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号2番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明、申請番号2番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程6、議案第6号生産緑地法従事者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号4番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の11頁をご覧ください。議案第6号、生産緑地法従事者証明について、証明願が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっております。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき、農業の主たる従事者としての要件を満たしていることを証明するものです。

議案書11頁、申請番号4番、詳細は議案書のとおり。案内図は37頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数100日でこれまで農業を営んでおりましたが、医師より農業を継続して行える状態でない旨の診断があったことにより、この度の申請に至ったものです。

議長 次に、申請番号4番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号4番について報告いたします。令和5年6月9日に、小川農業委員、川鍋農業委員、石川推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より申請番号4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号4番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号、生産緑地法従事者証明、申請番号4番について証明書を発行することと決しました。
議長	次に日程7、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12頁をご覧ください。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。これは、利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法における改正附則第5条第1項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。5月25日に農業委員に説明し、6月9日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。議案書18頁、及び19頁をご覧ください。18頁の申請番号35番、19頁の申請番号36番、37番の受人となっている法人は、6月9日付けで新規就農の申し出があったものです。35番、36番の農地では稲作と野菜を、37番の農地では果樹と養蜂を行う、とのこと。6月16日金曜日に農業委員会会長、職務代理、申請地の地区農業委員、県農林振興センター新規就農・法人化担当職員、同センター技術普及担当職員及び市農業振興課職員が出席する聴き取り会を行い、新規就農者として認めたところで

す。このようなことから、議案書13頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長 本案のうち、計画番号30番、40番から44番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画番号31番から39番、45番から55番と別々に審議いたします。

議長 はじめに、計画番号30番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号3番 市川大倫委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (市川委員退室)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号30番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について計画番号30番については、原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (市川委員入室)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に計画番号40番から44番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号6番池上茂委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (池上委員退室)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号40番から44番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号40番から44番については、原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (池上委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号31番から39番、45番から55番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号31番から39番、45番から55番を原案のとおり決定することについて賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第7号春日部市農用地利用集積計画の決定について計画番号31番から39番、45番から55番を原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程8、議案第8号、生産緑地の取得斡旋についてを議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の30頁をご覧ください。議案第8号、生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が5件あったので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地</p>

法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この3件については、春日部市長より令和5年5月12日付け及び同年5月19日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋のお願いと6月23日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書31頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第8号、生産緑地の取得斡旋について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長

次に日程9議案第9号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書34頁をご覧ください。議案第9号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、ご説明いたします。

これは、農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）第5の1及び2に基づき、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、「農業委員会の点検結果」と「目標の達成状況の評語」を付して決定し、公表してよいか、審議を求めるものです。

まず、議案書35頁をご覧ください。「I 農業委員会の状況（令和5年4月1日現在）」については、令和5年4月1日の状況を記載しております。次に、議案書36頁をご覧ください。1つめの点検結果である「II 最適化活動の実施状況」でございますが、上段の「(1) 農地の集積」については、年度初めに目標集積率22.7%と定めましたが、実績集積率は18.2%、達成状況は80.2%だったため、頁の中段にある「農業委員会の点検結果」は「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」となります。

次に、2つめの点検結果である同じ頁下段の「(2) 遊休農地の発生防止・解消」でございますが、緑区分の遊休農地の解消目標面積3.2ha、解消実績面積は2ha、達成状況は62.5%だったため「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」となります。

次に、3つめの点検結果である37頁下段の「(3) 新規参入の促進」でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標1.5ha、公表した農地の面積は0ha、達成状況は0%でしたが、公表していない新規参入者が2経営体、1.4haあったため「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」となります。

次に、39頁中段の全ての項目に対する「目標の達成状況の評語」でございますが、今までの実績等を、国が定めた評点に照らし合わせたところ合計4点となり、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」となります。評価に関しては以上ですが、議案書40頁には「Ⅲ 事務の実施状況」、として「1 総会、部会の開催実績」「2 農地法第3条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)」「4 違反転用への対応」の各状況を記載しておりますのでご参照ください。以上のことから 議案書35頁から40頁のとおり決定と公表をしてよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第9号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定し、県に報告するとともに、公表いたします。

議長

次に、

日程10 報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」

日程11 報告第2号「農地法第4条(届出)」

日程12 報告第3号「農地法第5条(届出)」

日程13 報告第4号「農地法第18条(通知)」

日程14 報告第5号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の41頁から53頁にお示しのとおりです。

	以上で議案は終了しました。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2023年第6回総会を閉会いたします。 閉会（午前11時34分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番